

医療法人 昭和会 昭和会病院 指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所

1(事業の目的)

医療法人 昭和会 昭和会病院が経営する昭和会病院指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定(介護予防)通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、理学療法士、作業療法士、経験看護婦等、看護職員、介護職員の従業者(以下、「従業者」という。)が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援者に対し、適切な(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

2(運営の方針)

- (1) 事業所の従業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人昭和会 昭和会病院 指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 長崎市東山手町6番51号(昭和会病院1F)
- (3) 介護保険指定番号 長崎県 4270101118
- (4) 電話番号 095－824－0340

4(従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたるものとする。また、管理者は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- (2) 医師 (1名以上)
指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供する際に、利用者の健康状態を把握し、利用が可能であるかの判断を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(2名以上)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- (4) 看護職員・介護職員(4名以上)
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。
介護職員は指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたる。

5(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (*8/15、12/31～1/3を除く)
- (2) 営業時間 8:45～17:30

6(指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用人員)

事業所の利用定員は、1日 60名

7(指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

- 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- (1) ①入浴サービス ②給食サービス ③相談・援助等の生活指導、レクリエーション ④日常動作訓練 ⑤運動機能向上
⑥栄養改善 ⑦口腔機能向上 ⑧健康チェック ⑨送迎
 - (2) 事業所は前項の支払を受ける額のほか、(介護予防)通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられる費用を実費として利用者から受け取るものとする。
 - (3) 事業者は、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、長崎市(旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く)の区域とする。

9(サービスの利用にあたっての留意事項)

利用者は(介護予防)通所リハビリテーションの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 初回利用時には、健康保険証、健康手帳(医療受給証)を持参する。
- (2) 通所期間中に住所や保険証等の内容に変更が生じた場合には速やかに連絡する。
- (3) 事業所内への貴重品や食べ物の持込の禁止。
- (4) サービス利用の際は、日常動作訓練の差し障りのない服装をこころがける。
- (5) その他管理者が定めること

10(衛生管理等)

- 1. 当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2. 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【介護給付】

①通所リハビリテーション基本料金

利用時間	要介護区分	単位数	1日あたりの利用 料金	1日あたりの自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
1時間以上2時間未満	要介護 1	369	¥3,752	¥376	¥751	¥1,126
	要介護 2	398	¥4,047	¥405	¥810	¥1,215
	要介護 3	429	¥4,362	¥437	¥873	¥1,309
	要介護 4	458	¥4,657	¥466	¥932	¥1,398
	要介護 5	491	¥4,993	¥500	¥999	¥1,498
3時間以上4時間未満	要介護 1	486	¥4,942	¥495	¥989	¥1,483
	要介護 2	565	¥5,746	¥575	¥1,150	¥1,724
	要介護 3	643	¥6,539	¥654	¥1,308	¥1,962
	要介護 4	743	¥7,556	¥756	¥1,512	¥2,267
	要介護 5	842	¥8,563	¥857	¥1,713	¥2,569
5時間以上6時間未満	要介護 1	622	¥6,325	¥633	¥1,265	¥1,898
	要介護 2	738	¥7,505	¥751	¥1,501	¥2,252
	要介護 3	852	¥8,664	¥867	¥1,733	¥2,600
	要介護 4	987	¥10,037	¥1,004	¥2,008	¥3,012
	要介護 5	1120	¥11,390	¥1,139	¥2,278	¥3,417
6時間以上7時間未満	要介護 1	715	¥7,271	¥728	¥1,455	¥2,182
	要介護 2	850	¥8,644	¥865	¥1,729	¥2,594
	要介護 3	981	¥9,976	¥998	¥1,996	¥2,993
	要介護 4	1137	¥11,563	¥1,157	¥2,313	¥3,469
	要介護 5	1290	¥13,119	¥1,312	¥2,624	¥3,936

②その他

サービス項目		単位数	利用料金	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12	¥122	¥13 /日	¥25 /日	¥37 /日
リハビリテーション提供体制加算	5時間以上6時間未満	20	¥203	¥21 /日	¥41 /日	¥61 /日
リハビリテーション提供体制加算	6時間以上7時間未満	24	¥244	¥25 /日	¥49 /日	¥74 /日
入浴介助加算（Ⅰ）	※ 4 時間未満の利用の場合ありません	40	¥406	¥41 /日	¥82 /日	¥122 /日
入浴介助加算（Ⅱ）	※ 4 時間未満の利用の場合ありません	60	¥610	¥61 /日	¥122 /日	¥183 /日
送迎減算		-47	¥-477	¥-48 /日	¥-96 /日	¥-144 /日
リハビリテーションマネジメント加算イ	6月以内	560	¥5,695	¥570 /月	¥1,139 /月	¥1,709 /月
リハビリテーションマネジメント加算イ	6月超	240	¥2,440	¥244 /月	¥488 /月	¥732 /月
リハビリテーションマネジメント加算ロ	6月以内	593	¥6,030	¥603 /月	¥1,206 /月	¥1,809 /月
リハビリテーションマネジメント加算ロ	6月超	273	¥2,776	¥278 /月	¥556 /月	¥833 /月
リハビリテーションマネジメント加算ハ	6月以内	793	¥8,064	¥807 /月	¥1,613 /月	¥2,420 /月
リハビリテーションマネジメント加算ハ	6月超	473	¥4,810	¥481 /月	¥962 /月	¥1,443 /月
リハビリテーションマネジメント加算	医師説明+患者同意のある場合	270	¥2,745	¥275 /月	¥549 /月	¥824 /月
短期集中リハビリテーション	退院(所)日又は認定日から3月以内に行われた場合	110	¥1,118	¥112 /日	¥224 /日	¥336 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	※週2日限度	240	¥2,440	¥244 /日	¥488 /日	¥732 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ		1920	¥19,526	¥1,953 /月	¥3,906 /月	¥5,858 /月
生活行為向上リハビリテーション加算	※開始月から起算して6月まで	1250	¥12,712	¥1,272 /日	¥2,543 /日	¥3,814 /日
栄養アセスメント加算		50	¥508	¥51 /日	¥102 /日	¥153 /日
栄養改善加算(3月以内の期間に限る)(月に2回を限度)		200	¥2,034	¥204 /日	¥407 /日	¥611 /日
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	6月に1回を限度	20	¥203	¥21 /日	¥41 /日	¥61 /日
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6月に1回を限度	5	¥50	¥5 /日	¥10 /日	¥15 /日
口腔機能向上加算（Ⅰ）	(3月以内の期間に限る) (月に2回を限度)	150	¥1,525	¥153 /日	¥305 /日	¥458 /日
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ		155	¥1,576	¥158 /日	¥316 /日	¥473 /日
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ		160	¥1,627	¥163 /日	¥326 /日	¥489 /日
科学的介護推進体制加算		40	¥406	¥41 /日	¥82 /日	¥122 /日
時間延長サービス(営業時間前後1時間につき)		50	¥508	¥51 /日	¥102 /日	¥153 /日
退院時共同指導加算	退院時1回を限度	600	¥6,102	¥611 /日	¥1,221 /日	¥1,831 /日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22	¥223	¥23 /日	¥45 /日	¥67 /日
理学療法士等体制強化加算	※1時間以上2時間未満のみ	30	¥305	¥31 /日	¥61 /日	¥92 /日
重度療養管理加算	※4時間未満の利用の場合ありません	100	¥1,017	¥102 /日	¥204 /日	¥306 /日
介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）			所定単位数の111/1000加算			
食費・おやつ代	※ 4 時間未満の利用の場合ありません	—	—	¥700・主食大盛：¥800		

【予防給付】

①介護予防通所リハビリテーション基本料金

利用時間	要介護区分	単位数	1月あたりの 利用料金	1月あたりの自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
9:00～16:00	要支援 1	2268	¥23, 065	¥2, 307	¥4, 613	¥6, 920
	要支援 2	4228	¥42, 998	¥4, 300	¥8, 600	¥12, 900

介護予防通所リハビリテーション基本料金(利用開始から12月を超えた期間に利用した場合、基本料金から減算)

利用時間	要介護区分	単位数	1月あたりの 利用料金	1月あたりの自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
9:00～16:00	要支援 1	-120	¥-1, 220	¥-122	¥-244	¥-366
	要支援 2	-240	¥-2, 440	¥-244	¥-488	¥-732

②その他

サービス項目		単位数	1月あたりの 利用料金	1月あたりの自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
生活行為向上リハビリテーション加算 ※開始月から起算して6月以内		562	¥5, 715	¥572	¥1, 143	¥1, 715
退院時共同指導加算 ※退院時1回を限度		600	¥6, 102	¥611	¥1, 221	¥1, 831
栄養アセスメント加算		50	¥508	¥51	¥102	¥153
栄養改善加算		200	¥2, 034	¥204	¥407	¥611
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※6月に1回を限度		20	¥203	¥21	¥41	¥61
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※6月に1回を限度		5	¥50	¥5	¥10	¥15
口腔機能向上加算（Ⅰ）		150	¥1, 525	¥153	¥305	¥458
口腔機能向上加算（Ⅱ）		160	¥1, 627	¥163	¥326	¥489
一体的サービス提供加算		480	¥4, 881	¥489	¥977	¥1, 465
科学的介護推進体制加算		40	¥406	¥41	¥82	¥122
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援 1	88	¥894	¥90	¥179	¥269
	要支援 2	176	¥1, 789	¥179	¥358	¥537
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の111/1000加算			
食費・おやつ代 ※食費が1日あたりの金額。4時間未満の利用の場合ありません。		—	—	¥700・主食大盛：¥800		

11(緊急時の対処方法)

- (1) 従業者は、(介護予防)通所リハビリテーションの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- (2) 利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

12(非常災害対策)

事業者は非常災害に関する具体的(消防、風水害、地震等)計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

13(業務継続計画(BCP)の策定等について)

- (1) 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るためにBCP 委員会を設置し、指針・要綱に基づき必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14(虐待の防止について)

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者(大山 惣)を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待の発生・再発防止についての指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

15(身体拘束)

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び期間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16(ハラスメント対策について)

サービス利用契約中に、ご利用者・ご家族が暴力・ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善やご理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。
(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

17(その他の運営についての重要事項)

- (1) 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヵ月以内

②継続研修 年 1 回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規定に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は医)昭和会 昭和会病院と事業所の管理者との協議に基づいて別に定める。